

※交付金による支援

面的な既存ストックの質の向上を促進し、良好な市街地環境の整備を推進するため、一定のエリア内で市街地環境の形成に寄与する改修と併せて行われる複数の既存住宅・建築物ストックの改修を支援する。

## 補助要件

### ■建築物・地区の要件等

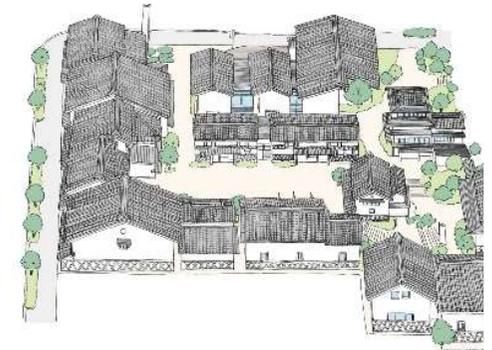
- ・複数の敷地等の合計が概ね1,000㎡以上の敷地で行われる老朽化した既存住宅・建築物の改修であること。
- ・地方公共団体において、10戸以上、土地・建物の所有権を有する者が10名以上、又は10棟以上の住宅・建築物ストックの改修について、対象区域、計画期間、改修内容等が記載された計画が作成されていること。

### ■主な事業要件

次のいずれかに該当すること

- ①建築協定等に基づき一定の制限を受けるものであること。
- ②日常的に開放された敷地（建築物を含む。）内の公共的通路又は公開空地を整備するものであること。

○一定のエリアにおいて、意匠、形態等に制限を受けて実施する改修イメージ



## 補助対象

以下の1、2に要する調査設計費、除却費、改修工事費

### 1. 市街地環境の整備に要する費用

- ① 建築協定等に基づく一定の制限を受けて実施する改修
- ② 日常的に開放された敷地（建築物を含む。）内の公共的通路又は公開空地の整備

### 2. 耐震改修、アスベスト改修、バリアフリー改修、省エネ改修、防災対策改修



## 施行者

地方公共団体、民間事業者 等

## 補助率・期限

### ■補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3（事業主体に対する地方公共団体の支援額の1/2が上限）  
ただし、市街地環境の整備に要する費用及び除却費の合計した額が、バリアフリー改修費、省エネ改修費、防災対策改修費の合計した額以上であることとする。

## 対象地域

全国